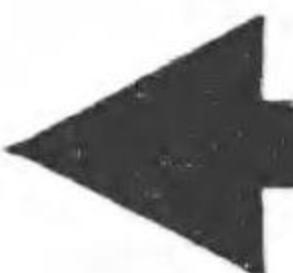


始



目 次

序 言	一、積取事業の變遷	一一九五
	二、木材の伐採から積込むまでの各關係業者及勞務者の概要	一一九六
	三、仲業	一一九七
	四、積取下宿屋と其起源	一一九八
	五、積取勞務者	一一九九
A	生 活 の 狀 態	一二〇〇
B	作 業 の 實 况	一二〇一
C	積 取 勞 務 者 の 數	一二〇二
D	積 取 勞 務 者 の 前 身	一二〇三
E	積取勞務者の勞働條件	一二〇四
F	勤務時間及夜間作業	一二〇五
G	宿 舍 及 食 費	一二〇六
H	勞 動 貨 銀 及 割 増 金	一二〇七
I	座 料	一二〇八
J	七、積取勞務者募集の變遷	一二〇九
K	結 論	一二一〇





序　　言



半歳の間雪に閉されてゐる北海も三月末より四月の初頭になるご、萬物一齊に活躍を始むるのであるが、此頃になれば内地方面より毎年定まつて渡つて來る人々の群がある。

之等は大抵三、四、五、六の四ヶ月間の鯨漁期に働く漁業労働者ご、三、四月の頃から十月、十一月頃迄北洋方面特産の木材を積込む爲の木材積取人夫の群である。

茲に後者の木材積取人夫に關し先づ積取事業に關聯する各業者より順次其概要を書き綴りたいと思ふのである。

此の事は隨分困難な事であつて、元來此の木材積取事業なるものは北洋木材事業の策源地たる小樽港に特殊に發達した事業であつて、而も四、五十年の歴史を有し其間に漸次發達した慣習を以つて不文律的に行はれて來たもので、容易に之れを文草を以つて表はし秩序を逐つて記述する事は今迄嘗つて何人も試みなかつた所であり、文献的には少しの資料もなく、歴史的には最も古くより此事業に關係して來た人々の記憶に依つてのみで、現實的には各事業關係者の行ひつゝある商慣習に依るより他はないのである。

然し乍ら斯の如き自然的に發達した商慣習も、近時社會の慣習が漸次成文律化せらるゝに従つて此の事業も北洋方面に於ける最も有力なる産業の一として條文化され、文章となつて一般的に了解を得らるゝ時機が到來したので参考の一助となることを思つて此の稿を草する事としたのである。

一、積取事業の變遷

抑々木材積取事業とは、北見、天鹽或は樺太沿海州方面に於て冬季間伐採、河口又は海岸に搬出された木材を汽船に積込み、其の需用地へ運送する事業の謂であり、河口又は海岸にある木材を本船へ積込む勞役を提供するものが、積取人夫なるものであるが、その發祥地と稱さるゝ小樽港に於ては實際の積取作業が行はれる譯ではなく、いはゞ其の足溜と云ふに過ぎない。即ち樺太沿海州、薩哈哩州乃至は北見地方から大阪とか名古屋とか清水、横濱、芝浦、新潟、伏木、青森と云つた需要地又は需要地に近い荷揚港に輸送する積取船が先づ小樽に入港して、こゝから豫定の航海に出で再び同港へ戻つて來るまでの間必要な炭水、食糧を補給し併せて海事局其の他公法上の手續を履践するのであるが、更に忘れてならぬのは一ぱい船の場合で、必ず積取人夫を乗せて行くことである。何しろ積取船の向ふ先々は人口稀薄な僻遠の地であるばかりでなく、木材の所在を追つて轉々各地に寄港する等の關係から積地で人夫を求めるることは非常に面倒であり、况や迅速且所要の頭數を揃へるなどとは全然思ひもよらぬこと、これは如何しても小樽で陣容を整へて置かねばならぬのである。

ところで此の積取事業に三つの時代的變遷が看取される、固よりこれをハツキリご區別して説明することは困難であるが

一、小樽近海伐採時代

二、天鹽、北見伐採時代

三、樺太、沿海州伐採時代

と分けられる。

第一の小樽近海伐採時代とは道内の木材が未だ豊富にある爲め、奥地のものなぎは殆んど無價値に等しく、石狩灣沿岸だけで充足された時代で明治十三年頃、石狩國輕川後志國錢函、熊碓の沿岸から松丸太、朴太丸、其の他雜木丸太を積取し「デツキ船」によつて小樽港へ廻送し同港に於て和船又は帆船に積替へて内地へ移出したのが本事業勃興の萌芽であると謂はれる。尤もこれ以前徳川時代の初期からもボツボツ行はれて居つたことは否定出来ないが、愈々小樽を根據として大いに其の面目を革めたのは本期以降と見て差支ないであらう。

亞いで明治二十三、四年頃から同三十四、五年頃迄は石狩川を逆航して同港流域及びその支流から流送して來たものを江別、其他の地方で積取つたのであるが、この時代の特徴とも云ふべきは運送用の船舶が和船又は帆船であつたこと、積取人夫は小樽及其の附近の者に過ぎなかつた二点である。

其の二は天鹽、北見時代であるが、これは明治二十年前後北見、江差、紋別等から白楊丸太を積出したのを濫觴^{ミタマシ}し以後頓別方面から角材を積出し、更に二十七、八年頃に至つて天鹽國沿岸地方から積出し漸次隆盛を加へ、三十二、三年頃には北見、猿拂、聲問其他の地に於て秋田木材、三井物産等の大企業會社が本業に手を着けるに及んで、頓に活況を呈し相當大型の汽船を使用さるゝに

至り小樽港をして木材積取事業の中心地たらしめたのである。

此の第二期は明治四十四、五年までを最盛期^{ミタマシ}としてつい六、七年前まで餘勢を保つてゐたのであるが日露戰爭當時木材の需要は非常なもの、然し日本に國籍を持つほどの汽船は殆んぎ御用船としてお役に立てられてゐたので、致方なく外國の汽船を備上げて積取にあたらせたと云ふことであるが、當時如何にこの事業が繁昌を極めたかを窺ふことが出來やう。

第三は樺太沿海州伐採時代、樺太殊に沿海州に於ける木材積取は余り古いことでない、それには次のやうな事業があつたからである。樺太に於ては南樺太を製紙工場地帶とする目的を以て島内丸太の移出を禁止して居つた、只富士樺太木材製紙株式會社(その後合併されて王子製紙)となるで使用しきれずに剩つた部分の移出だけを默認する程度であつた。ところが大正十年約五千万石の木材が蟲害に遭ひ供給過多に陥つたので、(生産過剩の結果である)樺太廳は禁令を緩め蟲害木に限り移出を許したのである。然るにこれを賣盡した時分には既に移出の習慣が醸成され、一方樺太廳當局としてもやらせて見るゝ案外悪くない可成有力な財源にもなる。での臨時に獲たるところの收入を早速拓殖の経費に充當して大いに事業を起したのであるが、後年其の情力で急激な拓殖計畫の縮少が出來ないゝ云ふデレンマに逢着して了つた。そこで已むなく其の移出を許すに至り斯うして大正十三年以降樺太の木村も内地へ輸送せらるゝやうになつたのである。

要するに樺太沿海州時代と云ふのは歐洲大戰後のことで、木材の種類にしても製紙原料たるエゾ松、トド松等の針葉樹が其の殆ど全部である。

揚地は？と云へば小樽、函館、室蘭等の道内諸港及び朝鮮、台灣、支那へも幾らか向けられぬでもないが矢張何と云つても一番の得意先は關東、東海道方面で就中名古屋、大阪、清水、京濱、下津は俗に五大揚場とさへ呼ばれてゐるのである。即ち之等の諸港に向つて年々一千石内外の木材が移出せられる譯で數千噸の巨船小樽港を中心に行來し、而も前述の通り本事業に不可缺の要素たる積取人夫の供給は唯一この地に仰ぐの他なく、積取事業が道内時代から北洋時代へと其のスケールを擴大したと比例して積取人夫の存在までが著しく國際的な色彩を帶びて來たのである。

何れにしても小樽港としては、この積取人夫を一手に掌握してゐるが故に、受けるところの利益云ふものは蓋し甚大なものであつて、積取船がここで所要の労務者を得られるか得られないかと云ふことが致命的な問題である如く、小樽港が其の需要を充し得るだけの労働者を持てるか持てぬかと云ふことも同港の死命を制する程の大問題なのである。

若し小樽で從來よりの積取人夫が得られないやうなことになつたと假定する、然らば一ヶ年一千萬石の木材を積送する船舶數百艘が他の港へ奪はれて了ふだらう。石炭、食糧、其の他莫大な損失である。人夫の労銀は勿論、ツキへ落ちる木材店、回漕問屋、仲仕、料理屋、飲食店、それに例の積取下宿屋、それが直接間接に蒙る打撃は想像以上のものがあらう。この意味で小樽港にとつて積取人夫は救主でなければならぬ。

(追記) 近年樺太に於ける林政改革方針として、木材の移出を早晚禁止するだらうとの説が流布されてゐるが、それは製紙原木の缺乏を防ぐためであるとも言はれてゐる。何れにしても其の

結果木材の產出は著しく減少し積取事業の壽命も、おそらく今後三年を出でまいとの悲觀的豫想もせられてゐるのであるが、果してさうなつたあかつときは小樽に聚集した積取人夫の大多數はさうにも消化しきれなくなつて、ルンペニの洪水を見るやうになりはしないか。現にこそ數年來本市は積取期終了後歸還の旅費を持たざる厄介者の連中が、年々共に増加する傾向にあるのでホドホド手を焼いてゐる事情であるが、こうなると救主變じて厄病神と云ふ譯である。

二、木材の伐採から積込むまでの各關係業者 及労務者の概要

木材が山林より伐出され、運送船に積込まれるまでには種々の労働を必要とするのであるが、以下順を追て概況を述べて見やう。

一、木材業
木材を賣買し又は造材、製材をなす等一切の企業の主体事業を營んでゐる業者にして本編の事業主荷主である。

二、造材業

原山森林に於ける木材の伐採を木材業者より請負ひ、杣夫をして立木の伐採をなさしめる。(これは主として冬期間に行はれるのである。併し夏山と稱して夏季に伐採する山もあるが、供給過剰を

防ぐため組合規約を以て之を禁じてゐる向もある)

杣夫の伐採した原木を、馬力或は機械河川等のある場所へ引出し運搬するものが、藪出人夫であり、此作業が雪中で行はれるのであるから、其搬出に便ならしめるやう搬出路を造る役目をなすものが路付人夫である。藪出人夫に依つて一定の場所(馬力の通へる地点)へ運搬せられた原木を、土場まで運ぶものを搬出夫と呼び其搬出の方法としては次の三種がある。

(A) 馬力に依るもの

(B) 流水を利用するもの

(C) 機械を使用するもの

馬力に依る運搬は、多くの場合馬橇を用ひるのであるが、木材伐出しの森林は概ね深山奥地なるが故に、道路は甚だ狭く馬橇の通行に不便を感じることが、尠くない。かゝるこきは俗に「タマ引」と稱する方法を以てする場合もある。

この「タマ引」と云ふのは、鐵鎖に打込環のあるものを、原木の左右兩側に打込み其の鐵鎖を牛馬に結びつけて裸木のまゝ雪中を曳かす方法であつて、原木の尖端には雪の堆積による抵抗を除くため木製の舟底形のものを冠らせて滑りをよくするのである。

機械力に依るものとしては、ガソリンカー或は軽便鐵道等を用ひる場合が多い。前述諸種の方法を以て原木を搬出し、海岸に到り船積に都合よき個所に之等の木材を集積するわけであるが、この集積の場所を通常「土場」と言ふのである。

土場に集積したる木材は土場捲人夫の手に依つて、之を木材の大小、長短等その各々に積上げ區分整理せられるのである。

小樽の積取仲仕業者は、陸人夫を使用して木材を筏に組ませ、積取船の側まで運ばせ、それを積込人夫をして本船に積込ませる。(この船積労働は、船内仲仕業者が木材師荷主より百名に付幾何と云ふ契約で請負ふものである) 左に陸人夫の作業状態に就き順を追ふて略述する。

最初荷主ミ本船の船員及び陸人夫立會の上で材木の寸檢(註)をなし、本數を調べる。

(註) 寸檢の際數字を讀むにいろいろの符號を用ひるのであるが、その二三を参考の爲

五寸——權兵衛

六寸——六藏又は毛谷村

七寸——ナシナ

八寸——八藏

九寸——九藏

一尺一寸——一シヤ又は醫者

一尺五寸——尺一——尺五

一尺六寸——キ娘

一尺七寸——尺七

一尺八寸——尺八又は毛谷村

寸檢が濟むと次は鎌打人夫の作業に移る、鎌打人夫は先づ河中に左の如き踏臺を造るのである。丸太を五、六、本乃至七、八本並べて一つの臺ミし、之を十間程の長さにワイヤー又は猫鎌を以て縦結し、同様に今一つ太造り丸太を横に入れる丈の間隔（凡そ十尺から十三、四尺を置いて浮べ一方は材木の流失を防ぐため堰をつくる。検收を了した丸太を横に土臺の間に入れ、凡そ長さ十間圓さ一時位のワイヤーに鎖で結ばれた五十乃至六十餘の鎌を一本或は二本（太い丸太にて）宛丸太の一端にのみ打込み筏を組むのである。ワイヤーの一端には環、他の一端には四、五尺位のロープがついてゐる。之に依り數枚の筏を連結するのである。

一流の筏は大体二百四、五十本から三百本である。

鎌を丸太に配つて歩く者三、四名これを後から軽く打込んで行く者二名餘次にシツカリ本格的に打込む者四、五名餘全部で十四五名のものが、一つの筏を組むことになる亞いで川出人夫が、二人解に乗り筏の一端についてゐるロープを解の艤に結び、船の中央に坐して、河口の棒杭に掛けられたロープを萬力式のものに捲き乍ら筏を引出し、河口にゐる繰越人夫にこれを渡す、繰越人夫は筏の尖端のリングにロープを掛け、其のロープを海岸に待つ發動機船へ投げてやる。發動機船はこれを本船の側まで曳いて行くのである。

發動機船によつて運ばれて來た筏をチン掛人夫は自分の解に本船との間に入れ、鎌を抜き丸太は五、六本乃至七、八本一束にして積取船起重機のワイヤーに掛ける、このチン掛人夫は一ダンブルに二人である。いろいろの危険が伴ふので、賃銀は他の人夫より遙に高い。

以上鎌打、川出、繰越及びチン掛の四種作業に從事する労働者を總稱して陸人夫若は解人夫と呼ぶのである。

チン掛人夫に依つて鎌が抜かれ、起重機で捲上げられ、而してデツキ番ウインチ番の手で本船に揚けられた丸太はこゝに始めて積取人夫を煩はすことになるのであつて、彼等は容積の最大利用を圖つて手ざわよく積載する。斯して漸く木材は原產地を離れるのである。

デツキ番は各ダンブルに一名で、ウインチ番は各ダンブルに二名居つて、一名は荷の揚卸し、一名は左右に運ぶ仕事に從ふ。ウインチ番も、デツキ番も人夫中から選ばれるのである。この作業中積取、仲仕業者側に本船のタリーとが、木材の本數を一々町寧に數へるのである。それから一ダンブルに二名宛るるダンブルボースンの指圖に従ひ右の人夫たちは各々一本の蒿を持つて積込むのである。

三、仲仕業

積取仲仕業者なるものは、木材業者に對し百石に付幾何（この契約額は年によつて、或は積取地の便、不便によつて違ふので、判然たらしむることは困難であるが、數年前の調査に據れば便利なる地方の積取は百石に付三十五圓から四十圓、不便なる地方の積取は約十五圓高であつた）と云つた契約を取交し、木材の積取を請負ふものである。だから積取船とは何等の關係もないで傭船す

るものは荷主即ち木材業者であつて仲仕業者は單に木材積取の労働を請負ふに過ぎないのである。積取仲仕業者が請負ふ積取労働は「海岸に集積された木材を積込むまでの作業」であり、錨打、(筏組)解、チン掛、積込の四種作業が、その内に含まれるのであるが、今日積取人夫と稱し、最も批判の対象となるものは船積労働に從事する人夫(就業案内にも「應募者が、小樽港より募集主の指定せる木材積取船に乗船し、各木材積取地に廻航したる上木材積取船に關聯する各種の業務に從事せしむ」とある)なのである。

この船積作業を人夫に請負はせるこゝも稀にあるが、現在に於ては賃銀制度によるものが多い。因に錨打、解、チン掛の労働に從ふ人夫は、其の都度積取船に乗つて作業地に行くのでなく、積取事業の開始より切揚までの期限積荷地各所に常置されてゐるのであり、其の員數も少く且つ相當の熟練を要するものである。

そこで仲仕業者は何月何日積取船○○丸が、入港するこれに人夫を何十名積込ませよ、と云ふ注文を荷主から受けると、直に自己に所屬する積取下宿に對して手配する(永年の習慣上一種の繩張と云ふやうなものが出來て取引が行はれる、仲仕業對下宿屋は殆ど一定してゐるやうである)下宿屋はその通報に基いて止宿させてゐる労働者を勤員し尙足らざる場合は營利周旋屋なぞと連絡して所要の頭數を揃へ、命ぜられた期日迄に乗込ませる段ぎりをするのである。要するに積取人夫はこの仲仕業者に雇はれる譯であつて、賃銀は労働を終へて小樽に歸港してから始めて等級がつけられ稼働日數に應じて支拂はれるのであるが、これとても直接労働者自身の手に渡されるのではなく、

下宿屋の主人が代理受取をなし、その中から宿料、座料、蒲團代或は立替金等を控除してから人夫に手交されるのである。

而して從前労務者が、航海中若は作業中に於て傷病に罹つた場合、この仲仕業者が一切の面倒を見ることになつてゐたのであるが、労働者災害扶助法の適用を受けるやうになつてからは、その必要がなくなつたのである。

然しながら酒に酔つぱらつた揚句が同僚と喧嘩して怪我をしたとか、稼働中本人の不注意に因つて生じた負傷とか云つたものが、尠くないのであつて、これに對して負擔する仲仕業者の支出は毎年相當の額に上る趣である。

四、積取下宿屋ご其起源

全國に其例渺なく唯小樽のみ特異に發達して來た、木材積取夫の需給關係は木材業の發達變遷と共に漸次盛大となつたが、最初は今日の如く積取人の下宿業なるものはなく木材積取に必要な人夫は隨時小樽に於て供給を受け得られたが、漸次木材積取事業が擴大せらるゝと共に必要な人夫の數も次第に増加し到底小樽市内のいの人夫丈けでは不足し來り、明治四十一、二年頃に至りては札幌、余市等近接市街より供給を仰ぐに至つたのである。元來積取夫は積取船に乗りて作業地に至り船内に於て作業を了して小樽に歸港するのである。歸港後の積取船に乘船する迄は何處にか居

らねばならないのであるが、最初の組織は多年積取船に乗つた経験ある先輩人夫が自己的知人友人を自己の乗る積取船の人夫不足の場合之れを仲仕業者に紹介して、共に乗船せしも其の後積取夫が小樽に家庭を有して居らぬ場合は積取地より歸港して次の船に乘る迄其紹介して貰つた先輩人夫が家に寄宿し先輩人夫の世話に依つて、又々次の船に乘る可く待つて居たのである。此の先輩人夫は毎年定つた仲仕業者の所に雇はれ密接なる關係を有する様になつて來ると共に他方自己の所に寄宿する後輩人夫が漸次増加し來るや、自然先輩人夫は積取船に乗ることを止め専ら是等寄宿し居る人夫の配給、賃銀計算受取、人夫の私的の世話に當る様になり、相當な設備を爲して何時人夫が積取地から多數一時に歸つて來ても差支ない宿泊所を經營するに至つたのであるが、明治三十五年頃になると此の下宿業の數も漸次増加し、其業態が純粹な下宿業ではないけれども他に類例のない業務であるから之れに下宿業なる名稱を附して官公署に於て取扱つたので、自然下宿業なる通稱となつたのである。此の意味に於て通稱下宿業と云ふ名稱を歴史的には有して居るが、其實体は世間にを圓滑に供給して居るが、之等下宿業者は各四つの組合に分れ、此の四つが更に一の聯合組合を形成し之れを小樽積取下宿業組合聯合會と稱して、現在約七十名の加盟下宿業者がある。尙ほ下宿業者の積取人夫より徵集する座料及宿泊料等は積取人夫の勞働條件中に述べてあるから此項には省略してある。

五、積 取 勞 動 者

木材積取労務者の需要期は、出材の時期と市價に支配され必ずしも一樣ではないが、大体四月から十一月迄の間で七、八月の候が其最盛期とせられてゐる。

元來積取に從事する労務者には「常置」と「一ぱい船」との二種があつて、前者は概ね四月中旬から十月中旬頃まで木材原地に居住し解仲仕、沖仲仕の仕事に從ふ。いはば常置の人夫で、これは道内及秋田、青森、山形、東京方面から採用されるやうであるが、主として緣故關係によつて集められる。(東京を除き)それは地方毎に人夫頭なるものがあり、此者が代表となつて取纏めるのであるが例年顔振に、大した變動はない。そして此労働者には賃銀の前貸もしてゐる。之れを仕込と稱し、「仕込が高い」と云へば賃付額の多いこと、「仕込が安い」と云へば賃付額の少いことを意味するのである。一人當り凡そ三十五圓から五十圓ぎまり、既に前年の秋頃から取引がなされて十二月中には二十五圓乃至三十圓が本人の手に渡されてゐる處もある。此金は漁夫の場合と略ぼ同様で、暮の支拂いか正月の仕度等に充てられてゐる。

普通世間で積取人夫と呼ばれてゐるのは後者の「一ぱい船に」乗る者であつて、これは小樽の積取下宿で積取船の入港するのを待ち仲仕業者の要求あり次第直ちに乗船して原地に向ひ、前述の常置人夫ミ一所になつて働く、作業が終へれば再び其船で小樽へ戻つて來る労務である。

現在積取の「常置」は道内及東京、青森、岩手、山形、秋田地方から移動紹介に依つて來るが、

「一ぱい船」は道内小樽、函館、室蘭、留萌、瀬棚地方から採用されてゐる。

A、生活状態

積取季が四月中旬に始まり十一月末に至つて止み、而して最盛期は六月から九月の候であることは既に御承知のことと思ふ。

扱て積取労務者の一ぱい乗は雇主の指定する積取下宿へ落着いて、自分の出番を待つのである。(下宿屋)は得意先である。仲仕業者からの注文を受取るや、この待機の姿勢をとつてゐる労務者を順番に乗船させるのであるが、この間大体四、五日ぐらゐ併し、「ふところ」にまだ幾何かでも金の残つてゐる労務者は自分の番が廻つて來ても、何とか彼とか、ごたくを並べて腰をあけないさうである。又積取船によつては、待遇の厚薄があることを彼等はよく知つてゐるので、この選び好みをして餘り評判のよくない船が當つたときは、理窟ならぬ理窟などこね廻して荏苒日を延ばし揚句のはてには巧くずらかつて了ふと云ふ不届者もまゝ發見せらるさうである。

この積取下宿の中では可成非衛生的なところもあつて、南京蟲の巣みたいなもの探光通風なきの点にも全く無關心で天井が低くて背伸びするご頭がつかへると云つた狹苦しいのがあつたりする。これは特に鮮人下宿に甚しいだから、夏季など宿泊者は室に居堪らないで猿股一つ又はシャツ一枚になつて物干臺、廊下、さては軒先に蓮を敷いて、この上に寝轉ぶ云ふ有様である。

小樽へ寄港した積取船は水・石炭と同時に人夫を「臨時船客」として(一艘の汽船には、その大

小にも依るが大体七、八千噸級のものとして七十名から百名一團には頭が一人必ず附いて行く)乗込ませる。勧めかせる爲めに載せて行く人夫を船客とはチトおかしいが、兎も角船中の人となつた彼等はお客さまとは(云ふもの)取扱は材木並に甲板なきで起居せねばならぬ)だから悠然たるものである。酒、焼酎を鱈腹飲んで酔つぱらひ大聲に怒鳴る相手かまはず喧嘩を吹かけるもの(こんなことから刃傷沙汰にまで及ぶ場合もあると云ふ寄合世帶のこと故、意志の疎通を缺くことが多いのに困る)一方では船艤の一隅に蠟燭の灯で雑誌を讀むもの、甲板に莫産を敷きその上煎餅布團一枚に柏餅のやうにくるまつて寝てゐるもの、大公望をきめこんで釣糸を垂れるもの、中には鐵力罐にせつせみ野菜の漬物をしてゐる者もある。これは他に幾何かの利益を得て賣らうとするのであつて、怠惰者の多い彼等仲間にあつて、こんなのは一寸異風景である。更に眼を他方に轉すると、そこには車座になつて花札に興するもの、或是一錢銅貨の表裏を以て輪贏を争ふなめかたと稱する競戯に夢中の一團がある。花札、「なめかた」と雖も金品を賭けた場合は天下御法度の賭博たるには相違ない。何故これを禁止せぬか、云ふ。が陸地を遙か海上に於て行はれるこだから、取締らうにも取締やうがない。そこで船長にこの責を負はせやうとする。然し船長としてはお客さまを監督する何等の公的な権利もない。なるほゞ積取労務者とは云へ彼等は臨時船客ではあるからだ。

だが考へて見れば、これしきのことをそんなに喧しく問題とするには當らぬと思ふ丘とは違つて何の娛樂設備もない、殺風景極まる沖の生活ではある。三日も四日の航海中浪ばかり眺めて暮らせこ注文するのは聊か無理である。ことごとに綺麗なお上品な口をきいてゐる者でも、僅か四時間

の連絡船を退屈して同好の士であれば直ぐトランプがいぢくりたくなつたり、メンバーが揃ひさへすれば麻雀の一つも打ちたくなる。そしてやれば只勝つた負けた丈では面白くない、つい何か賭けやうぢやないか、と云ふこゝになりがちなものである。

人間は何等かの慰安がなくては生きて行けない。積取労務者が永い海上生活の無聊を僅にこれらの手慰めによつて紛らさうとする氣持はよくわかる。

だが「バクチ」が打てるから、酒が飲めるから、積取になつたのだ、こいつが出来ぬくらゐなら誰

がこんなところへ來るものか、なきの暴言を平然と吐かせるのはさうかと思ふ。

これは習性が異ふのだから……と簡単に片付ては置けない問題である。又五錢、十錢、或はキヤラメル一個と云つた敗けても大した負擔にならぬ程度の勝負ならいゝが、現金がなくなれば着てる衣類、それをさられて了ふ。今度は賣店で一本七十錢もする酒を借りてそれを即座に五十錢で買つて貰ひ、その金を賭ける。こんな無理算段をしてまでも「バクチ」に耽りたがる者さへあると云ふが、負ければ勿論裸一貫その上下りが嵩むばかり、幸ひ勝つたにしても陸へ上つてからいゝ氣で遊びあるき、次の乗船を忘れて了つたりする無節操さを何とか矯正出來ないものかと思ふ。だがこれは彼等自身をキリストの弟子みたいにでもして了はぬ限り望まれぬこゝかも知れない。

船中に於ける食事は一切雇主持で、大抵朝はワカメ汁、晝は鹽鮭かミガキ鯪、夜も同様、これにつけば上の部である。だから副食物は各自が罐詰などを持參したり、仲間が鋏力罐へ仕込んだ漬物を買つたりして、この不満を充たすよりほかないのであつて、船内で待遇改善の要求がなさ

れる場合と云へば必ず賄ひが悪いと云ふところから起つてゐる。尤も取締當局としては勞働に堪ね得るだけの滋養分あるものを給與するやう指示して居られるのであるが、これにしても其の滋養云々に一定の標準が設けられてゐる譯ではないし、一々献立表を提出認可を受ける譯ではなし監視員が附いてゆくことが殆ど困難な今日、献立表ごほり實施されなくも如何にも手の下しやうがないことである。

船内には簡易な賣店が設けられる、これは永く積取をやつてよく勝手を辨へた者とか仲仕と懇意な間柄にある者とか、便宜に仲仕業の指定を得て、凡そ需要のありさうな品々（酒、煙草、菓子、軍手、罐詰なさ）を取揃へて市價よりは稍々高値に販賣するのである。

以前は隨分暴利を貪つたこゝもあつたそうで、罐詰一つが（それがどんな内容のものかは知らぬが）一圓もしたと云ふ、又タバコの如きも定價の倍以上に取引されたことすらあつたと云ふが、航海中何より閉口するのはタバコの缺乏したときである。人間はまことに意地汚いもので喫めないとなれば一入喫みたくなる。矢も楯もたまらぬ一本五十錢出しても欲しいこゝがある。併しくラジオを買込んで置く。始めは絶対にそれを知らせない。愈々品不足を告げて來た頃合を見はからつて賣つける、渴してゐる折柄であるから云はれるまゝの値で飛びつく、これが國定の價格を法外に昂騰させるこゝになるのである。如何なる形に於てなされるにせよ、煙草を定價以上に賣却することは専賣法に抵觸する。

積取船に於ける斯種行儀も固より禁止せらるべきである。だがこれは未然に防止する方法はない。已むなく抜打的に臨検なぎを行つて摘發したもので、この違反檢舉が一年十件から二十件にも及んださうである。然しこれは現今の話ではない。今は昔の物語である。

現在は船中に於ける亂費を防ぐため、一航海一人には一圓二十錢以上は貸賣しないことに制限してゐる由である。

B、作業の實況

小樽を出航してから距離の遠近に依つても違ふが二晝夜乃至一週間で目的地へ着く。そこでは天候さへよければ實に休養の暇も與へられず、作業に就かせられる。沿岸に船を泊め筏となして本船の側まで流されて來た木材を起重機で船上に引揚げる。一本の木材は長さ約一丈二尺直徑五寸一二尺四寸（平均石數八斗八升）これに五、六人宛の人夫が各々三尺餘の嵩口を以て揃へながら、船艤並にデッキへ適當に積込むのである。この作業は實際晝夜の別なく文字通り不眠不休で行はれるのであると云ふのは、天候の變化を非常に恐れるからである。北海地方は天候の變化が甚しい目前まで晴天だつたものが忽ち大嵐となることは少しも珍らしくない。この時化が來たらもう作業は不能その止むまで無爲にして待たねばならぬ。これがこわいのである。荷主にしても仲仕業者としても、延いて労働者にとつてもこの間の休業こそ非常な損失となるからである。だから天氣のいい間に最大限度の能率を擧げて作業を終へ、疾風迅雷的に歸航の途に着くことが原則となつてゐる。だ

から少しごらるの荒れでは危険を冒しても作業は開始される。續けられる。雨の降しきる中で、すぶ鼠になつて働く有様は一種淒惨の氣を催さしめる。一本々クレーンで捲揚げられる木材は海水に濡れてゐる。船は浪のために搖れる。そのうちにありて立働くのである。怪我をする位はムシロ當然、熟練しないものは過つて怒濤の中へ墜落し、そのままお駄佛になることもある。こんな慘めな目に遭つても災害扶助法の適用範囲が擴大されるまでは法律上に於ける保護、共濟の途は何等講ぜられてゐなかつたのである。或人の話によるところの濡れた木材を扱ふことは可成難かしいものださうで、三ごくにしめる言つて三本の嵩口を綾に打込み左右に動搖しないやうにしてやらねば容易に引上げられぬもので、それも音頭の取方一つ聲と力とが合理的に一致したとき始めて具合よく行くものだそのこと、一見單純な作業の如く思はれるこんな仕事にも、相當な苦心の存することを識らねばならぬ。

以前の雇傭契約書中へ「現場到着の上怠業又は疾病的爲め労役に堪えざるときは、指揮者の見込を以て減給せらるゝも異議なきこと」と云ふ一項が加へられたものださうで、作業に對する雇傭者の要求が可成一方的であることを窺はれる。例へば作業中の流材は、不可抗力に因る場合でない限り極力誠意を以て集材すること、尚不足ある分に就ては辨償の責任があるとか又嵩口、雨具なぎ雇傭者から貸與された労働用具を紛失したり、破損した場合は其情狀に依つて辨濟の義務を負はすとか或は「ウインチ捲」とか言つて其方法はハツキリ説明出來ないが怠惰若くは暴行したる者に對して加へられる制裁があつて、これには大概の暴れん坊でも降参して了ふさうである。

尤も働きのいゝ者に對しては幾らかの賞與金を呉れることになつてゐるが、實際支給されることが稀らしい。

斯の如く作業は一寸過激なものゝやうに考へられるが、積込を終へて歸りの航海がまた和かなゆつたりした氣分でバクチを打つたり、釣糸を垂れたりして樂しめるのであつて、一航海大體十日から二十日としてそのうちほんとうに働く日は精々四、五日に過ぎない。あこは呑氣に遊んでゐるのであるのであるから、一度積取になつたら仲々足が洗へぬと云ふこともなるので積取をしてゐたのでは一生浮びあがることは出來ない。毎年季節を違へずやつて來る。中には「避暑にでも行くつもりで働くのだから、少々の「下り」は仕方ありませんや」なきを澄ましてゐるものもある、

斯して小樽へ戻つた積取人夫は再び下宿へ入つて、次の乗船までゴロ／＼寝轉んでゐるか、金のある者は酒をあほつたり、女を買つたりして暮すのである。即ち積取下宿——乗船、甲板に寝、風雨に晒される——目的地着——作業に從事——歸航——小樽上陸、下宿で次を待つ（これを一カキと云ふ）この過程を幾回も繰返す、このやうに陸に居ることは極く短期日、あとは海上板子一枚下が地獄云ふのが彼等の日常生活である。

一ヶ月稼働日數は最盛期に於て二十七・八日平均して二十日と云ふところだ。

事業停止期ともなれば、無一文の積取労務者が各地を放浪する結果生ずるのであるが、實際自力が歸國の出来るものは全体の一割にも達せず、最後の航海で大阪、清水と云つた荷揚地に密行でもする者以外は大方道内に止まり、失業群に投するか、炭坑稼、蓄夢屋の出前持、除雪人夫、或は煙

筒掃除夫なきになつて辛くも越年する者が多いのである。又下宿への借金が嵩んでさうにも抜差しのならぬ場合なきは、下宿屋主人の手で「タコ」に身賣を餘儀なくされたる事實もあつた。

C、積取労務者の數

積取作業に從事する労務者の數は伸々正確な數を知ることが困難である。其理由は彼等の移動性が激しいのと、何しろ數千名の者が雜然として一時に小樽に集まり、昨日まで積取下宿に寝轉ろんでもる者が今日は乗船する歸つて来れば直ぐ下宿屋に歸れば兎も角、それさへ曖昧の者、賭博等で儲けた僅かの金で、料理屋、貸座敷に登樓する者、それやこれやで彼等の實數を調べることは容易ではない、然しながら大正十二、三年の好景氣時代には六千人から七千人を超えたと云はれ、四五年前の調査では約五千人、最近では常置を加へて約二千人と云ふ處で其中朝鮮労働者は一割四分内外である。

古い歴史を持つ南樺太（本邦領）の木材積取も樺太廳の林政改革に依つて大体、昭和十五年を以て森林拂下を中止し翌年から島内消費材の研伐に止まるやうに傳へられてゐるから、積取人夫も茲三、四年で蔭を潜めるであらう。

D、積取労務者の前身

積取人夫の前身を洗つて見るま、郷闘を出でて幾歳月各地を彷徨し、家庭や身寄の存在すら念頭

から忘れ去つてしまつた者が甚だ多い。身も魂も荒び果て金と暇さへあれば、買ふ、打つ、飲むの三拍子「積取バクチ」言へば、昔から有名な位である。彼等には安住の地や、愛すべき家庭妻子云ふものがない（道外者に多い）。従つて希望も向上心もなく、言はば世の敗残者、落伍者である。此境涯に陥込んで來た原因の大半は商賣の失敗、次は土工夫の不合格者、漁場歸りの漁夫とか云ふ者が澤山含まれてゐる。併し矯激な思想を抱持してゐる者は全くないが、以前は無政府主義系の労務者が潜入して紛議を起したこともあつた。此様に積取人夫の前身は千態萬様である。

年齢は二十歳未満の者殆んどなく、二十歳から三十歳迄の者五%，三十歳から四十歳迄三〇%，四十歳から五十歳一五%，五十歳以上の者約五%，と云つた状態で、四十歳迄の壯年者で八〇%以上を占めてゐる。

教育程度は概ね小學校卒業以下、全く目に一丁字もないと云ふのも偶には發見されるが、又中等學校若しくは夫れ以上の學力ある者も居る。

本籍地の如きも正確の者は至つて少なく、大抵本籍を隠してゐる。之は過去に犯した犯罪の曝露することや、犯罪手配中にあるため之れが發覺を虞れることに因してゐる。然し中には各地を轉々とした結果本籍地を忘却してゐる者もある。

六、積取労務者の労働條件

A、勤務時間及夜間作業

積取人夫は乗船した時から賃銀の支拂を受くるのであるが、實際汽船が出帆して積取地に到着する迄四、五日間を人夫は只船内で何もせず遊んで居るので、折良く積取作業に適した天候ならば直ちに作業を開始するが、天候險惡の場合は三、四日から一週間も其儘何もせず船内に居る、斯の如き場合も勿論人夫は賃銀を貰ふのであるから、天候の良否は荷主にとつても仲仕業者にとつても實に重大なる關係をもつてゐる爲、仲仕業者は一日も早く積込を終へ歸航を急ぐので、何時天候が急變するやも計り難き暴模様の時は歩増も休息時間もなしに苛酷な程勞働が強ひられ、晝夜兼行で作業を繼續するのであるから、この作業には一定の労働時間云ふものがなく、普通十二時間と定めてあるが、實際は作業の都合で延長してゐる。

但し露領（北樺太）に於ては労働時間に嚴重な制限があつて、屢々検收が行はれる爲めこんな無茶は許されない。税關員並武装したG.P.V.が頑張つて少しでも規則に違反すれば、直に拳銃小銃なきを突つけて脅かされるので、労働時間は嚴守されて居る。

B、宿舎及食費

乗船中の寄舍及食事の費用は一切雇主の負擔となるが、小樽港に上陸中は積取下宿屋に居つて一日七十錢（食事付）の費用を負擔しなければならない。即ち乗船中は食事費は不要にして賃銀をら得

れ上陸中は労銀を得られぬ許りか食事費用も負擔せねばならないのである。

C、労働賃銀及割増金

労銀は其労務者の体格氣質努力の程度を考査して定め、割増金は航海日數の長短に依つて支給し、これが所謂三ツ下り制度である。天候及人夫の努力の如何によつて、歸港迄の時日が長ければ仕事の量に變化なく、其丈け仲仕業者として打撃を受けるのであるから、一日も早く小樽に歸港する爲に此の條項を設けたのである。

一ヶ所に三、四ヶ月間積込む木材がある沿岸には一ぱい船の如く、一、一、積取船に積取夫を乗船せしめず其積取地に人夫を常置して木材を積込む、常置人夫制度もあるが、労銀は月給制度である。

五十年前の積取事業開始當時は一日三十三錢の労銀にして其後度々の變遷があつて現在の労働賃銀は左の通りである。

銀勞船いば一		等級	単位	賃金
一等	二等			
同	同	一日	一、二〇	一、二〇
同	同	一日	一、一〇	一、一〇

出港より歸港迄
の日數の長短に
より下欄の割増
金を附す

金 増 割 同		日數	単位	割増金
七日間	一日			
十二日間	一日	三〇錢	三〇錢	三〇錢
同	同	二〇錢	二〇錢	二〇錢

常置人夫月給（食事雇主負擔）	
一等月給	三〇圓
二等月給	二十八圓
三等月給	二十六圓

北樺太の「常置」月給は一等 三三圓、二等 三〇圓、三等 二十七圓にして一ぱい乗賃銀適用の者は現在ない。

D、座料

座料は積取夫が乗船不在中一日十錢宛徵收するので、表面手數料に見ゆるが、實際下宿業者が受くる利益の大部分は此の座料にして、仲仕（資本家）、積取夫（労働者）との間に在つて労働の需給關係を圓滑にする重大なる役割として、労働者が各仲仕業者から受くる複雜な清算受取をなし、又は労務者が仕度金及旅費の一部前貸金を踏倒し、甚だしきは蒲團を持つた儘逃走した場合の損失の如きは皆此座料より支拂つてゐる。最も下宿業者の苦痛損害となる所は請負業者たる仲仕業者が不拂を爲した場合で多額の立替金は回収不能になつたことが以前あつたそうだが現今では全くない。

七、積取労務者募集の變遷

明治四十年頃までは小樽地方の労務者で充足してゐたが、同四十一、二年頃になつてからは近接町村に手を延ばし、更に大正七、八年の好況時代には函館方面の營利紹介業者と連絡をつけて置いて、土工夫の不合格とか、漁場から歸還する漁夫等を勧誘して、必要な都度迅速に廻さしてゐたこともあつた。此紹介に依れば紹介業者に對し求人求職兩者から一圓五十錢宛、即ち三圓は求人者に於て一應立替て就職後の稼高から控除することになつてゐて、事實上手數料として支拂はれ、此額は表面丈けで實際はもつと多くの報酬が要求されてゐたのではないかと思ふ。

大正十一年には樺太虫害木其他の積取木材増加し加るに沿海州の木材が激増したので、到底人夫を間に合せる事出來ず多き時は八、九隻も、長きは十數日間も小樽港に七、八千噸級の大汽船を滞船せしめた。此の時代には終に人夫は如何なる能力の者でも五体を備へたものは普通賃銀の外に乗船の際十圓宛酒代として給した程であつた。而して大正十三年に至りて各地の土工夫礪山夫の監獄部屋虐待問題が世論に上り、遂に労働者募集せざれば木材界の大問題となるを以て小樽木材商組合、小樽船主協會、小樽海運業組合、小樽仲仕業組合、小樽専屬下宿業組合の各組合は協議し、小樽商工會議所に迫つて労働者の募集許可を當局に要望した、何故斯の如き大なる運動を爲したかと云ふに、元來内務省令の労働者募集取締令は土工夫、礪山夫、工場労働者等を目標として制定せられたるものらし

く、全國中小樽にだけ發達した此の木材積取事業に適用することをせば、種々な点に矛盾があつて許可する場合には必然的に疑義を生むことゝ、募集從事者が下宿業者なる爲め當局も如何に之れを取扱ふかを躊躇したのである。斯して代表者が北海道廳に出願して事情を訴へ法令を廣義に解釋し大正十四年より許可を得たのである。其後自由公然と募集する事が出來たが、其の最大の目的地たる東京市に於て募集するに當り種々障害に會つたのである。

昭和五年の調査に據れば東京、横濱方面で募集された數は約二千名に達し、募集費の如きも一人に付四十圓乃至七十圓を要したと云ふことであるが、其他繩張料などとえたいの知れない支出も相當の額に上つてゐるさうである。當時函館募集費は八圓二十錢中四圓二十錢は旅費、四圓は募集者の手當で何れも人夫の前借金に加算された。前者と對照して其募集費に可成大きな開きのあることに氣付かれるであらう。

其後内地募集を手控へたのは道内に於ける失業状況が、内地に比し少しも劣らない。寧ろ深刻であるから道外からの移入をなす前、先づ道内の之等失業者を採用すべきが至當だ。そしてそれで需要を満足させることも左程至難ではなからう、といふ事と一面内地から移動すれば解雇と同時に必ず歸還せしめなければならぬ。でないと浮浪者となつて到る處迷惑をかける之れを無事に歸還されるには、雇主に其旅費を負擔せしめるか、當該市町村が相當の支出を余儀なくされるが、之れは財政逼迫の折柄非常な苦痛であるため、出來得る限り道内積取者を以て充足せしめたいと云ふ方針から當局者として道外募集を或程度阻止したが、當時雇傭者は内地募集でも地元募集の休裁にして歸

遠旅費の負擔を免れることに成功したとのことである。

二八

大正十二、三年頃の好況時代に於ては、木材の需要も頗る旺盛從つて積取人夫の如きも六千名から七千名以上も必要とされたものである。故に東京、横濱地方は勿論、遠く大阪地方からさへ募集したこともありたが、何分他の産業も恐ろしく勃興したから、此方面へドシ／＼労務者が吸收される結果、積取人夫の大拂底を來した爲め、積取下宿業者が、積取者募集許可を受け、東京方面へ募集に出向し其中一人乃至二人が下宿屋組合の代表者となり、應募者には旅費及び小遣として十五圓内外の前貸をした。

此募集に要する費用は前述の如く四十圓から七十圓にも上つたのである。又如何しても所要人員が揃はぬとなれば相當際どい手段も用ひられたとのことである。

斯の如く募集に非常な苦心の拂はれた時代もあつたが、一度財界に秋風の吹きすさぶや、木材の需要もガタ落におちて行き、一方には所謂産業豫備軍が簇出する供給過多の状態に於ては、最早募集に餘計な金をかける必要がなくなつて來た。其後積取労務者の雇傭は公設紹介所を経てなされたが昭和十一年からは道内失業者を優先的に採用し、作業の必要上内地方面から熟した労務者を採用する場合は「常置」に限り紹介をなし積取者募集許可を受けるとする者ある時は之れを阻止してゐる結果現在では樺太常置人夫の中若干と北樺太行積取労務者の一部が内地から移動紹介されるのみで他は殆んど道内で其需要を滿してゐる。

結論

港灣都市たる小樽市は昔から商業地にして重要産業としては、鰯漁業と北洋材積取事業の二つを數へるのみで、木材積取事業の小樽に及ぼす影響は實に甚大なるもので昭和一、三年頃に於ては一ヶ年一、二〇〇万石の木材を積出し積取夫の勞銀のみにても一ヶ年百万圓を突破する盛況であつたが、最近は頗る寂寥を極め一ヶ年三七〇万石程度の少量にして今後三、四年間に長き歴史を有する木材積取事業も自然消滅する運命にあるも最近樺太に於ける採炭事業は、之に反比例して著しく擴大せし爲と一方滿洲方面の鉄斧を入れぬ、大森林に小樽の木材業者も漸く着眼し年一年と開拓しつゝある有様で木材事業は樺太より滿洲に移らんとする實情にある。

375
752

昭和十二年八月七日印刷
昭和十二年八月十三日發行

非賣品

發行人 小樽市花園町西四ノ四八
鹽谷竹藏

發行所 小樽市南濱町三ノ七
小樽市稻穂町西三ノ六

印刷人 小樽市勞働職業紹介所
吉田與吉

印刷所 小樽市稻穂町西三ノ六
北斗印刷所

終

